



栃木県公報

平成26年
3月27日(木)
号外
第18号

目次

規則

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正…………… 1
- 栃木県農業大学校規則の一部改正…………… 1
- 国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則の廃止…………… 2

規則

栃木県規則第十二号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項を削り、同表四の項第一号中「受理等」を「受理及び知事への送付（以下「受理等」という。）」に改め、同項を同表三の項とし、同表中五の項を四の項とし、六の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第十八号）による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）別表第一の十一の項及び改正前の第二条の表三の項の規定により市町村の長が受理した栃木県環境保全資金融資規則（平成十二年栃木県規則第二十二号）第七条第一項、第十条第一項、第十一条第一項又は第十三条の規定による計画書、申請書又は報告書の知事への送付については、なお従前の例による。

（行政改革推進室）

栃木県規則第十三号

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則

栃木県農業大学校規則（昭和五十九年栃木県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「次の各号に」を「次に」に改め、「（栃木県収入証紙による）」を削り、同条第四号を削り、同条第五号中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「別記様式第三号の二」を「別記様式第三号」に改め、同号を同条第六号とする。

第十一条第二項中「県内において」を削る。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第三号の二を別記様式第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経営技術課)

栃木県規則第十四号

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福 田 富 一

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農地整備課)